

(株) 元井建設工業

元井 康治 様

福井県知事 石 田 嵩 人



特定建設業の許可について (通知)

令和 8 年 6 月 2 9 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	福 井 県 知 事	許 可 (特 - 8) 第	613 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 8 年 8 月 5 日 から 令 和 13 年 8 月 4 日 ま で		
建 設 業 の 種 類			

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和13年 7月 5日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)